

平成 27 年 10 月 29 日

平成 27 年度第 2 回小金井市廃棄物減量等推進審議会次第

1 開 会

- (1) 平成 28 年度一般廃棄物処理計画の策定について（諮問）
- (2) 平成 28 年度ごみ・リサイクルカレンダー表紙絵応募作品の審査

2 報 告

- (1) 久喜宮代衛生組合 生ごみ処理施設の視察報告
- (2) 小金井市における資源物持ち去り行為を禁止するための条例改正の
可決について
- (3) 燃やすごみの処理量の昨年度との月別比較について

3 議 題

平成 27 年度施策の自己評価について

4 その他

次回日程について

小廃審発第5013号

平成27年10月29日

小金井市廃棄物減量等推進審議会委員 各位

小金井市廃棄物減量等推進審議会

会長 渡辺 浩平



平成27年度第3回小金井市廃棄物減量等推進審議会の開催について (通知)

平成27年度第3回小金井市廃棄物減量等推進審議会を下記のとおり開催しますので、ご多忙の折恐縮ですがご出席くださいますようお願いいたします。

記

- 1 日時 平成27年11月25日 (水) 午後6時から8時まで
- 2 場所 小金井市役所第二庁舎8階801会議室
- 3 議題 平成28年度一般廃棄物処理計画の審議
その他

(問合せ先)

ごみ対策課減量推進係 富田

電話:(042)387-9835

FAX:(042)383-6577

E-mail: s040201@koganei-shi.jp

平成 28 年度一般廃棄物処理計画

循環型都市小金井の形成
～ごみゼロタウン小金井を～

《 素案 》

11/25 差替え対応版

平成 28 年 4 月 1 日
小金井市環境部ごみ対策課

目 次

はじめに	1
第1 平成27年度一般廃棄物処理計画の実施状況	2
1 平成27年度ごみ・資源物処理量	2～4
2 平成27年度一般廃棄物処理計画に揚げた施策	4～10
第2 平成28年度ごみ処理計画	10
1 ごみ処理計画	10～11
2 平成28年度減量目標	12～13
3 施策の展開	14～19
第3 ごみ処理体制	19
1 家庭系一般廃棄物	19～22
2 事業系一般廃棄物	22～24
第4 市民・事業者・行政の役割	24
1 市民の役割	24
2 事業者の役割	25
3 行政の役割	25
第5 ごみ処理施設の維持・管理に関する事項	26
1 不燃・粗大ごみ処理施設	26
2 最終処分場・エコセメント化施設	26
第6 動物の死体処理について	26
1 市へ届け出るもの	26
2 市が収集するもの	26
3 処理方法	26
第7 その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項について	27
1 市が収集しない一般廃棄物について	27
2 処理方法の変更	27
第8 生活排水処理について	27
1 収集運搬	27
2 処理	28

発生抑制に最優先に取り組み最大限のごみ減量を

はじめに

小金井市(以下、「本市」という。)では、日野市及び国分寺市との3市共同による可燃ごみの安定的な処理体制についての方向性が定まったことから、「小金井市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」(計画期間は平成18年度から平成27年度まで)について、計画を1年早め、平成27年度から10年間の計画である「小金井市一般廃棄物処理基本計画」(以下、「基本計画」という。)を策定しました。

基本計画では、限りある資源を大切に使い、環境への負荷の少ない持続可能な循環型社会を形成するため、「循環型都市小金井の形成～ごみゼロタウン小金井を～」を目指して、発生抑制を最優先とした3R*の推進及び安心・安全・安定的な適正処理の推進を基本方針として定め、本市のごみ処理施策の展開や中長期的な展望などを踏まえて、市民・事業者・行政が相互に協力・連携した取組を実践することとしています。

更に、可燃ごみを焼却した後に発生する焼却灰は、本市を含む25市1町で構成される東京たま広域資源循環組合が運営する東京たまエコセメント化施設でセメント原料としてリサイクルすることで、日の出町二ツ塚廃棄物広域資源処分場の延命化が図られています。

この場を借りて、本市の可燃ごみの処理をお願いしている施設周辺住民、多摩地域の自治体及び一部事務組合の関係者並びに日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場及び東京たまエコセメント化施設の所在する日の出町住民に深く感謝申し上げます。

また、本市の不燃系ごみは破碎・選別を経て、多くを資源化し、適切な処理に努めています。

循環型社会の形成を目指すとともに、各施設周辺住民及び関係者の負担を少しでも軽減できるように、引き続き、ごみの減量に努めていくことが必要です。

こうした状況を踏まえ、基本計画に基づき、「循環型都市小金井の形成～ごみゼロタウン小金井を～」に向けて、市民・事業者・行政が一体となって発生抑制に最優先に取り組むことで最大限のごみ減量を目指すこととし、平成28年度一般廃棄物処理計画を策定します。

* 3Rとは、「リデュース(Reduce)=発生抑制、リユース(Reuse)=再使用、リサイクル(Recycle)=再生利用」という言葉の頭文字の“3つのR”をとって作られた言葉です。本計画においては、3Rを「発生抑制」「リユース」「リサイクル」と表記します。

第1 平成27年度一般廃棄物処理計画の実施状況

1 平成27年度ごみ・資源物処理量

(1) 可燃系ごみ、不燃系ごみ

平成27年度一般廃棄物処理計画では、市民一人ひとりがごみ減量に取り組むための目安となるように、「市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量を4g減量する」ことを目標として、平成27年度は392gと設定しました。これは、基本計画において、平成36年度までに356g/人・日以下(基準年度(平成25年度)実績処理量から40g減量)を目指すとしていることから、1年あたり4gずつの更なる減量を目指すものです。平成27年度減量目標4gのうち、燃やすごみを3g、その他を約1gの減量に向けて取り組みました。

平成27年度の家庭系可燃系ごみの排出量(推定)は12,287tの見込み、その他の合計は4,605tの見込みであり、平成27年度人口(平成27年10月1日基準)は117,851人であることから、平成27年度の減量目標の市民1人1日当たりのごみ排出量は、可燃系ごみ284.9g、その他106.9g、計391.6g(推計)となり、目標を達成する見込みです。

(2) 資源物

平成27年度処理量(推定)は26,662tの見込みです。平成26年度は26,789tでした。

(3) 目標達成に向けた課題

更なるごみ減量に向けては、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を認識し、行動することが重要となります。市民は、ごみを排出する当事者であるという自覚と責任を持って行動し、発生抑制(ごみになるものは買わない・もらわない、食品ロスの削減など)、リユース(不要となったものは必要な人に譲るなど)、リサイクル(資源物の分別徹底など)などの取組を実践することが大切です。事業者は、自らの責任でごみを適正に処理することが原則であることを踏まえ、法令を遵守した適正な処理を推進するとともに、事業活動においては、レジ袋の削減、簡易包装の推進、環境に優しい商品の提供などに取り組むことが大切です。行政は、市民・事業者・行政それぞれの取組が相乗的な効果を得ることができるようなコーディネートを行うなど施策の展開を図ることが大切です。

また、本市では様々なごみの減量及び資源化の推進への取組を実施していますが、人口増や転出入者が多いという特性もあることから、全ての市民にその取組が十分に浸透しているとは言い難い現状があります。各施策について、一人でも多くの市民にご理解・ご協力をしていただくためには、広報媒体、キャンペーン、イベント及び環境教育・環境学習など市民へ情報発信できる機会を活用した啓発活動を強化するとともに、新たな施策の展開を図ることが大切です。

平成27年度ごみ・資源物処理量

(単位：t)

分別区分		処理方法		平成27年度 処理量(推定)	平成26年度 処理量(実績)
可燃系 ごみ	燃やす ごみ	焼 却		12,668	12,577
	粗大ごみ (可燃系)	木質系粗大ごみをサーマルリサイクル *1		124	134
		布団をサーマルリサイクル		52	52
	小 計			12,844 (0.6%)	12,763
不燃系 ごみ	燃やさない ごみ	破 碎 ・ 選 別	鉄など金属を資源化	316	405
			燃やさないごみ、粗大ごみ (不燃系)を破碎後、選別し た廃プラスチック類などを ケミカルリサイクル*2	1,126	1,209
			小型家電	203	-
	粗大ごみ (不燃系)	破 碎 ・ 選 別	燃やさないごみ、粗大ごみ(不燃系) を破碎後、選別した廃プラスチック 類などをサーマルリサイクル	707	786
			埋 立	15	14
			小 計	4,512 (△1.1%)	4,563
	プラスチック ごみ	選 別	資源化	1,780	1,744
			プラスチック製容器包装につ いては、容器包装リサイクル 法に基づく資源化 廃プラスチック類をケミカル リサイクル	365	405
	小 計			4,512 (△1.1%)	4,563
	有害ごみ	一部資源化・埋立		35	37
資源物	資源化		9,271	9,426	
合 計			26,662 (△0.5%)	26,789	

(算出方法)

平成27年度処理量(推定)は、平成27年9月末までの実績を基に、ごみ・資源物として市の収集(回収)及び集団回収で回収されたもの並びに市長の指定した場所などへ搬入した事業系ごみが、全てそれぞれ焼却又は資源化など処理されるものとして算出しました。平成26年度人口(10月1日現在):117,272人、平成27年度人口(10月1日現在):117,851人。

*1:サーマルリサイクルとは、焼却の際に発生する熱エネルギーを回収・利用することをいう。

*2:ケミカルリサイクルとは、化学原料としてリサイクルすることをいう。(ガス化など)

【目標達成の状況（推計）】

基本計画の考え方に基づき、市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量を平成27年度減量目標として設定しました。推計による達成状況の内訳は下記のとおりです。

	分別区分	市民1人1日当たりの排出量 (g/人・日)	
		平成27年度推計 (A)	平成27年度目標 (B)
家庭系ごみ	燃やすごみ*	284.9	281.8
	燃やさないごみ*	35.1	34.4
	プラスチックごみ	50.2	53.9
	粗大ごみ	20.6	20.9
	有害ごみ	0.8	1.0
	合計	391.6	392.0
		平成27年度達成状況 0.4g (B) - (A)	
資源物	古紙・布・空き缶・びんなど		
集団回収	古紙・布・空き缶・びんなど		

2 平成27年度一般廃棄物処理計画に揚げた施策

平成27年度一般廃棄物処理計画では、ごみの減量及び資源化の推進に向けて、優先して取り組む施策及び充実させて取り組む施策を掲げました。各施策の実施状況は、以下のとおりです。

(1) 発生抑制を最優先とした3Rの推進

発生抑制を最優先とした3Rの推進に向けて、「ごみを出さないライフスタイルの推進、リユースの推進、分別の徹底、資源循環システムの構築、啓発活動の強化、環境教育・環境学習の推進、地域におけるひとつづくり・まちづくりの促進、拡大生産者責任の追及、事業活動における3Rの推進、市施設における3Rの推進」という10計画項目を定め、各施策の展開を図りました。

計画項目（取組内容）	施策	実施目標	9月末時点
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1 ごみを出さないライフスタイルの推進</div> <p>【最優先強化】</p> (1)ライフスタイル変革への支援 (2)ごみになるものはもらわない・買わない取組の推進 (3)食品ロス削減の推進	市報（ごみ減量・リサイクル特集号など）での周知	年2回	2回
	市ホームページでの周知	随時	随時
	学習機会への参加及び学習の場の提供	年40回	11回
	ごみ減量キャンペーン（頭・イベント・店頭）	年15回	6回

(4)生ごみの水切り及び自家処理の推進 (5)マイバッグ・マイボトル・マイはしの利用促進	イベントへの出展（アニメーションDVDの上映・パネルの展示・生ごみの水切りなど）	年2回	実施予定
	チラシの全戸配布	年1回	実施予定
	3R行動チェックシートの作成	新規	2回
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">2 リユースの推進</div> 【充実】 (1)リユースルートの構築と円滑な運用を推進 【強化】 (2)くつ・かばん類の有効活用 (3)リユース食器の有効活用 (4)リユース活動の支援と周知 【検討・開始】 (5)リユース施策の調査・研究	有効利用先の確保（リユースできるもの）	随時	随時
	市報（ごみ減量・リサイクル特集号など）での周知	年2回	6回
	市ホームページでの周知	随時	随時
	学習機会への参加及び学習の場の提供	年40回	11回
	分別区分及び回収方法の見直しの検討	新規	随時
	リユース食器無料貸出し	年20件	11件
	リサイクル事業所との連携	随時	随時
	フリーマーケットの支援	随時	随時
	リユース施策の調査・研究	随時	随時
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">3 分別の徹底</div> 【充実】 (1)組成分析の実施 【強化】 (2)正しい分別方法の周知 (3)清掃指導員による分別指導の徹底	組成分析	年4回（可燃） 年2回（不燃）	1回
	ごみ・リサイクルカレンダーでの周知	年1回	実施予定
	市報（ごみ減量・リサイクル特集号など）での周知	年2回	3回
	市ホームページでの周知	随時	随時
	学習機会への参加及び学習の場の提供	年40回	11回
	イベントへの出展（アニメーションDVDの上映・パネルの展示・ごみ分別クイズなど）	年2回	実施予定
	チラシの全戸配布	年1回	実施予定
	戸別訪問による分別指導	随時	随時
	集合住宅に係る関係者及び大学などとの連携による排出指導	随時	随時
	ごみ相談員との連携	随時	随時
	スマートフォンを活用した周知方法の検討	新規	6月開始
	分別方法の見直しの検討	新規	随時
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">4 資源循環システムの構築</div> 【強化】 (1)資源物の戸別・拠点回収の充実 (2)資源化ルートの構築と円滑な運用を推	資源物戸別・拠点回収	随時	随時
	有効利用先の確保（資源物）	随時	随時
	市報（ごみ減量・リサイクル特集号など）での周知	年2回	7回

進 (3)生ごみ減量化処理機器購入費補助制度の推進 (4)生ごみ堆肥化事業の推進 (5)枝木・雑草類・落ち葉の有効利用【検討・開始】 (6)未活用資源の有効利用方策の調査・研究	市ホームページでの周知	随時	随時
	学習機会への参加及び学習の場の提供	年 40 回	11 回
	チラシの全戸配布	年 1 回	実施予定
	家庭用生ごみ減量化処理機器購入費補助	年 350 件 交付	173 件
	補助金交付要綱の整備による大型生ごみ処理機購入費補助	年 3 件交 付	0 件
	ごみゼロ化推進員との情報交換	随時	随時
	夏休み生ごみ投入リサイクル事業の推進	投入者延 数 2,500 人	延数約 2,250 人
	市民の自主的な取組である土曜日生ごみ投入リサイクル事業の支援	随時	随時
	地域の農業者や J A ・市内農産物取扱店との連携	随時	随時
	生ごみの有効利用に向けた調査・研究	随時	随時
	枝木・雑草類・落ち葉の回収方法の見直しの検討	新規	随時
	使用済小型電子機器などを中間処理場にて選別・回収	新規	4 月開始
	難再生古紙拠点回収箇所の拡大	新規 2 箇 所 (9 箇所 → 11 箇所)	新規 2 箇 所 (9 箇所 → 11 箇所)
	未活用資源の有効利用方策の調査・研究	随時	随時
5 啓発活動の強化	ごみ・リサイクルカレンダーの作成及び掲載内容の工夫	年 1 回	計画中
【強化】 (1)広報媒体を活用した啓発活動の強化 (2)分かりやすい広報媒体の作成 (3)キャンペーンの実施 (4)イベントへの出展 (5)転入者への啓発強化 (6)効果的な啓発活動の調査・検討	市報（ごみ減量・リサイクル特集号など）の発行及び掲載内容の工夫	年 4 回	特集号 2 回
	市ホームページへの掲載及び掲載内容の工夫	随時	随時
	学習機会への参加及び学習の場の提供	年 40 回	11 回
	チラシ・アニメーション DVD ・冊子などの活用	随時	随時
	ごみ減量キャンペーン（駅頭・イベント・店頭）	年 15 回	6 回
	イベントへの出展（アニメーション DVD の上映・パネルの展示・生ごみの水切りなど）	年 2 回	実施予定
	集合住宅に係る関係者及び大学などとの連携による排出指導	随時	随時
	他部署との連携強化	随時	随時
	効果的な啓発活動の調査・検討	随時	随時
	スマートフォンを活用した周知方法の検討	新規	6 月開始
	6 環境教育・環境学習の推進	学習機会への参加及び学習の場の提供	年 40 回

【強化】 (1)小・中学校における環境教育の推進 (2)町会・自治会・子供会・その他団体などへの環境学習の推進 (3)情報の提供	市報（ごみ減量・リサイクル特集号など）での周知	年2回	1回
	市ホームページでの周知	随時	随時
	広報媒体を活用した情報の提供	随時	随時
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">7 地域におけるひとづくり・まちづくりの促進</div> 【強化】 (1)ごみゼロ化推進員による活動の推進 (2)ごみ相談員制度の認知度向上 (3)集団回収事業の支援 (4)市民・事業者・行政の連携体制の強化	ごみゼロ化推進会議（総会・全体会・役員会・運営委員会）の開催支援	随時	随時
	市報（ごみ減量・リサイクル特集号など）での周知	年1回	実施予定
	市ホームページでの周知	随時	随時
	ごみゼロ化推進員との情報交換	随時	随時
	町会・自治会・子供会への働きかけ	随時	随時
	地域ネットワークの構築	随時	随時
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">8 拡大生産者責任の追及</div> 【強化】 (1)拡大生産者責任の追及 (2)事業者と行政の役割分担の見直し	国・都への働きかけ	随時	随時
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">9 事業活動における3Rの推進</div> 【強化】 (1)事業者自らの責任による法令を遵守した適正処理の推進 (2)事業系ごみの発生抑制の推進 (3)事業系ごみのリユース・リサイクルの推進 (4)事業用大規模建築物の所有者に対する立入指導の実施 (5)リサイクル推進協力店認定事業所の拡大 (6)店頭回収の推進	個別指導	随時	随時
	リサイクル推進協力店認定事業所の拡大	新規4事業所 （6事業所→10事業所）	新規2事業所 （6事業所→8事業所）
	ごみ・リサイクルカレンダーでの周知	年1回	実施予定
	市報（ごみ減量・リサイクル特集号など）での周知	年2回	1回
	市ホームページでの周知	随時	随時
	自主回収・自主処理を行う店頭回収事業所の拡大	新規2事業所 （9事業所→11事業所）	新規0件
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">10 市施設における3Rの推進</div> 【強化】 (1)小金井市施設ごみゼロ化行動計画の推進 【充実】 (2)進捗状況・実績報告の公表	庁内向け検査の実施	年1回	実施予定
	市報（ごみ減量・リサイクル特集号など）による公表	随時	実施予定
	市ホームページによる公表	随時	随時

(2) 安心・安全・安定的な適正処理の推進

安心・安全・安定的な適正処理の推進に向けて、「安心・安全・安定的な収集運搬の推進、可燃ごみの共同処理に向けた整備、廃棄物関連施設の整備、埋立処分量・焼却灰の削減」という4計画項目を定め、各施策の展開を図りました。

計画項目（取組内容）	施策	実施目標	9月末時点
1 安心・安全・安定的な収集運搬の推進	収集運搬体制の確保	随時	随時
【充実】 (1)安心・安全・安定的な収集運搬体制の確保 (2)ふれあい収集の推進	ふれあい収集	随時	随時
2 可燃ごみの共同処理に向けた整備	新可燃ごみ処理施設の設置に必要な事務手続	随時	随時
【最優先強化】 (1)新可燃ごみ処理施設の整備 (2)広域支援による可燃ごみの処理	日野市及び国分寺市との3市による一部事務組合（浅川清流環境組合）の設立	7月	7月
	多摩地域ごみ処理広域支援体制実施要綱に基づく広域支援の要請	随時	随時
3 廃棄物関連施設の整備	中間処理場施設更新に向けた計画の策定	随時	随時
【最優先強化】 (1)不燃・粗大ごみ中間処理場の更新 (2)廃棄物関連施設のあり方の検討	廃棄物関連施設の将来の処理機能及び再配置のあり方の検討	随時	実施予定
4 埋立処分量・焼却灰の削減	市報（ごみ減量・リサイクル特集号など）での周知	年2回	1回
【強化】 (1)埋立処分量・焼却灰の最少化 (2)適正な分別排出 (3)広域的な連携	市ホームページでの周知	随時	随時
	東京たま広域資源循環組合構成市としての責任履行	随時	随時

(3) 廃棄物処理を支える体制の確立

廃棄物処理を支える体制の確立に向けて、「災害発生時の対応に向けた体制整備、多摩地域の自治体・一部事務組合及び国・都との連携、収集・処理できない廃棄物への対応」という3計画項目を定め、各施策の展開を図りました。

計画項目（取組内容）	施策	実施目標	9月末時点
1 災害発生時の対応に向けた体制整備	災害時体制の整備	随時	随時
【充実】 (1)小金井市地域防災計画に基づく災害時体制の整備 (2)小金井市地域防災計画に基づく処理応援の要請	「災害時における廃棄物の処理及び運搬の協力に関する協定書」を収集運搬業者と継続して締結	随時	随時

2 多摩地域の自治体・一部事務組合及び国・都との連携 【強化】 (1)多摩地域の自治体・一部事務組合との連携 (2)国・都との連携	綿密な連携による情報の共有	随時	随時
3 収集・処理しない廃棄物への対応 【充実】 (1)情報の提供 (2)関係機関・処理業者との連携による受入体制の整備	広報媒体を活用した最新情報の提供 専門に取り扱う業者との情報交換	随時	随時

(4) 生活環境保全の推進

生活環境保全の推進に向けて、「不法投棄防止体制の確立、環境負荷低減の推進」という2計画項目を定め、各施策の展開を図りました。

計画項目（取組内容）	施策	実施目標	9月末時点
1 不法投棄防止体制の確立 【充実】 (1)パトロールの強化 (2)不法投棄防止対策の推進 (3)市民・事業者・その他関係機関との連携強化	定期的なパトロール	随時	随時
	啓発看板（不法投棄厳禁・犬のフン禁止）の配布・設置など個別案件への対応	随時	随時
	市民・事業者・その他関係機関との連携強化	随時	随時
2 環境負荷低減の推進 【充実】 (1)低公害車の導入 (2)グリーン購入の推進	低公害車の積極的な導入及び要請	随時	随時
	グリーン購入	随時	随時

(5) 計画の実効性を高める仕組み

計画の実効性を高めるための仕組みづくりに向けて、「計画の進行管理の実施、ごみ処理コストの検証」という2計画項目を定め、各施策の展開を図ります。

計画項目（取組内容）	施策	実施目標	9月末時点
1 計画の進行管理の実施 【強化】 (1)進捗状況の点検・評価	自己評価及び小金井市廃棄物減量等推進審議会にて点検・評価	随時	随時

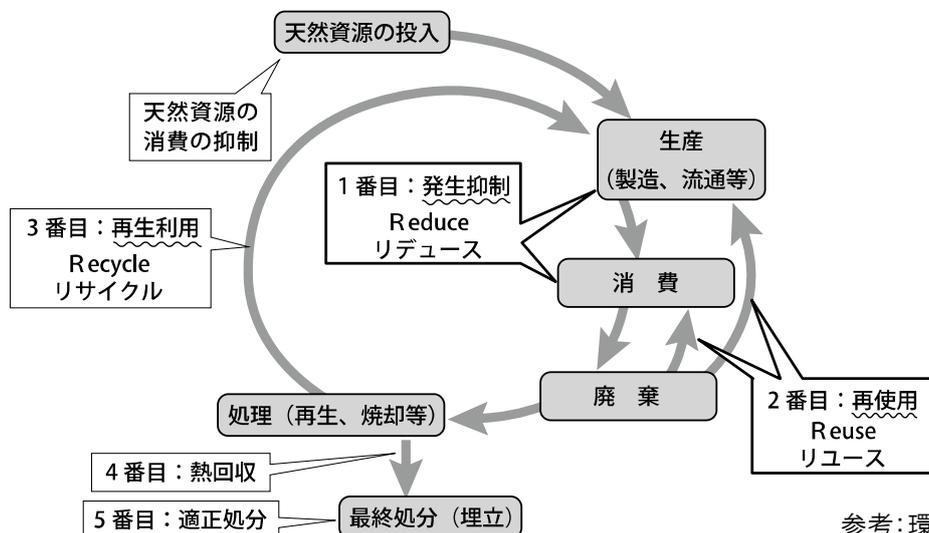
2 ごみ処理コストの検証	コスト管理	随時	随時
【充実】 (1)一般廃棄物処理事業に係るコスト管理と情報公開	情報の公開	随時	随時
(2)環境基金の有効活用	環境基金の有効活用	随時	随時

第2 平成28年度ごみ処理計画

生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、良好な環境を次世代に引き継ぐためには、限りある資源を大切に使い、循環利用、有効活用に努め、環境への負荷の少ない持続可能な循環型社会を形成することが求められています。

新たな可燃ごみ共同処理体制への移行に向けては、平成27年7月、日野市、国分寺市及び本市の3市にて、浅川清流環境組合を設立し、新可燃ごみ処理施設の平成31年度中の稼働を目指し、整備事業を実施しています。しかし、新可燃ごみ処理施設が稼働するまでの間は、引き続き、その処理を多摩地域の自治体及び一部事務組合にお願いしなければなりません。更に、可燃ごみを焼却した後に発生する焼却灰は、本市を含む25市1町で構成される東京たま広域資源循環組合が運営する東京たまエコセメント化施設でセメント原料としてリサイクルすることで、日の出町二ツ塚廃棄物広域資源処分場の延命化が図られています。一方、本市の不燃系ごみは破碎・選別を経て、多くを資源化し、適切な処理に努めていますが、常にごみの減量に取り組み、各施設周辺住民及び関係者の負担を少しでも軽減していくことが必要です。

こうした状況を踏まえ、市民・事業者・行政が一体となって、発生抑制に最優先に取り組み最大限のごみ減量を目指して、「発生抑制を最優先とした3Rの推進」に向けた施策を展開します。また、収集運搬、中間処理、最終処分の各段階における円滑な廃棄物処理を行うため、「安心・安全・安定的な適正処理の推進」に向けた施策を展開します。更に、計画の遂行を支えるため、「廃棄物処理を支える体制の確立、生活環境保全の推進、計画の実効性を高めるための仕組み」に向けた施策を展開します。



1 ごみ処理計画

(単位：t)

分別区分		処理方法		平成 28 年度 計画処理量	
可燃系 ごみ	燃やす ごみ	焼 却		12,362	
	粗大ごみ (可燃系)	木質系粗大ごみをサーマルリサイクル*1		130	
		布団をサーマルリサイクル		54	
	小 計			12,546	
不燃系 ごみ	燃やさない ごみ	破 砕 ・ 選 別	鉄など金属を資源化	390	
			資源化	燃やさないごみ、粗大ごみ(不燃系)を 破砕後、選別した廃プラスチック類 などをケミカルリサイクル*2	1,118
			資源化	小型家電	203
	粗大ごみ (不燃系)	破 砕 ・ 選 別	燃やさないごみ、粗大ごみ(不燃系)を破 砕後、選別した廃プラスチック類などをサ ーマルリサイクル		727
			埋 立		0
	プラスチック ごみ	選 別	資源化	プラスチック製容器包装については、 容器包装リサイクル法に基づく資源 化	1,750
			資源化	廃プラスチック類をケミカルリサイ クル	402
	小 計			4,590	
	有害ごみ	一部資源化・埋立		38	
	資源物	資源化		9,733	
合 計			26,907		

(算出方法)

平成28年度計画処理量は、基本計画及び平成28年度減量目標*3との整合を図り、ごみ・資源物として市の収集(回収)及び集団回収で回収するもの並びに市長の指定した場所などへ搬入する事業系ごみが、全てそれぞれ焼却又は資源化など処理されるものとして算出しました。

平成28年度人口(推定):118,082人。

*1:サーマルリサイクルとは、焼却の際に発生する熱エネルギーを回収・利用することをいう。

*2:ケミカルリサイクルとは、化学原料としてリサイクルすることをいう。(ガス化など)

*3:平成28年度減量目標は、P12に記載。

2 平成 28 年度減量目標

(1) 市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量

平成27年度ごみ処理計画では、基本計画において、平成36年度までに356g/人・日以下(基準年度(平成25年度)実績処理量から40g減量)を目指すとしていることから、市民一人ひとりがごみ減量に取り組むための目安となるように、「市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量を4g減量する」ことを目標として設定しました。基本計画策定から2年目となる平成28年度は、平成27年度の目標値から更なる減量を目指すものです。

【目標設定の考え方】

基本計画の考え方に基づき、市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量を平成28年度減量目標として設定します。平成28年度減量目標4gのうち、燃やすごみを約3g、その他(燃やさないごみ、プラスチックごみ、粗大ごみ、有害ごみ)を約1gの減量に向けて取り組みます。

	分別区分	市民1人1日当たりの排出量(g/人・日)	
		平成28年度目標 (A)	平成27年度目標 (B)
家庭系ごみ	燃やすごみ*	278.6	281.8
	燃やさないごみ*	34.0	34.4
	プラスチックごみ	53.6	53.9
	粗大ごみ	20.8	20.9
	有害ごみ	1.0	1.0
	合計	388.0	392.0
		平成28年度減量目標4g (B) - (A)	
資源物	古紙・布・空き缶・びんなど		
集団回収	古紙・布・空き缶・びんなど		

<減量目標における重点項目>

* 燃やすごみ

新可燃ごみ処理施設が稼働するまでの間は、引き続き、その処理を多摩地域の自治体及び一部事務組合にお願いしなければならないことから、各施設周辺住民及び関係者の負担を少しでも軽減するため、更なる燃やすごみの減量に重点的に取り組みます。

* 燃やさないごみ

破碎・選別を経て、多くを資源化し、適切な処理に努めていますが、資源循環型社会の推進の一環として、更なる燃やさないごみの減量に重点的に取り組みます。

【目標達成に向けた取組事例】

○マイバッグの利用
(レジ袋1枚:約7g)



○マイボトルの利用
(テイクアウト用コーヒー
紙コップ1個:約12g)



○マイはしの利用
(割りばし1膳:約8g)



○ばら売り・量り売りの利用
○店頭回収の利用
(トレイ1枚:約3g)



(2) 埋立処分場

本市の資源化することができない不燃系ごみの一部は、本市を含む25市1町で構成される東京たま広域資源循環組合が運営する最終処分場である、日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場で埋立処分を行っていましたが、平成28年度からは、不燃系ごみの全量の資源化を図ります。

【市民・事業者・行政の取組】

目標達成に向けて、市民・事業者・行政は、それぞれの役割を認識し行動することが重要です。3者が相互に協力・連携することで、その取組は相乗的な効果を得ることができ、更なるごみ減量につながります。

市民

発生抑制

ごみになるものはもらわない・買わない(過剰包装やダイレクトメールは断る、余なものや使い捨てのものは買わない、ばら売り・量り売りを利用する)、食品ロスの削減(食材を買い過ぎない・最後まで使い切る、料理は作り過ぎない・食べ残さない)、生ごみの水切り及び自家処理、マイバッグ・マイボトル・マイはしの利用など

リユース

不要となったものは必要な人に譲る、壊れたものは修理して使用するなど

リサイクル

資源物の分別徹底、集団回収への参加、店頭回収の利用など

事業者

レジ袋の削減、簡易包装への取組、ばら売り・量り売りへの取組、食品ロスの削減、水切りの徹底、分別の徹底、環境に優しい製品の提供、トレイ・ペットボトルなど店頭回収への取組

行政

市民・事業者・行政それぞれの取組が相乗的な効果を得ることができるようなコーディネートや働きかけなど施策の展開

3 施策の展開

(1) 発生抑制を最優先とした3Rの推進

発生抑制を最優先とした3Rの推進に向けて、「ごみを出さないライフスタイルの推進、リユースの推進、分別の徹底、資源循環システムの構築、啓発活動の強化、環境教育・環境学習の推進、地域におけるひとづくり・まちづくりの促進、拡大生産者責任の追及、事業活動における3Rの推進、市施設における3Rの推進」という10計画項目を定め、各施策の展開を図ります。

計画項目（取組内容）	施策	実施目標
1 ごみを出さないライフスタイルの推進 【最優先強化】 (1)ライフスタイル変革への支援 (2)ごみになるものはもらわない・買わない取組の推進 (3)食品ロス削減の推進 (4)生ごみの水切り及び自家処理の推進 (5)マイバッグ・マイボトル・マイはしの利用促進	市報（ごみ減量・リサイクル特集号など）での周知	年2回
	市ホームページでの周知	随時
	学習機会への参加及び学習の場の提供	年40回
	クリーンアップキャンペーン（駅頭）	年1回
	イベントへの出展（アニメーションDVDの上映・パネルの展示など）	年1回
	チラシの全戸配布	年1回
	3R行動チェックシートの作成	年2回
2 リユースの推進 【充実】 (1)リユースルートの構築と円滑な運用を推進 【強化】 (2)くつ・かばん類の有効活用 (3)リユース食器の有効活用 (4)リユース活動の支援と周知 【検討・開始】 (5)リユース施策の調査・研究	有効利用先の確保（リユースできるもの）	随時
	市報（ごみ減量・リサイクル特集号など）での周知	年2回
	市ホームページでの周知	随時
	学習機会への参加及び学習の場の提供	年40回
	分別区分及び回収方法の見直しの検討	随時
	リユース食器無料貸出し	年20件
	リサイクル事業所との連携	随時
	フリーマーケットの支援	随時
リユース施策の調査・研究	随時	
3 分別の徹底 【充実】 (1)組成分析の実施 【強化】 (2)正しい分別方法の周知 (3)清掃指導員による分別指導の徹底	組成分析	年4回（可燃） 年2回（不燃）
	ごみ・リサイクルカレンダーでの周知	年1回
	市報（ごみ減量・リサイクル特集号など）での周知	年2回
	市ホームページでの周知	随時
	学習機会への参加及び学習の場の提供	年40回
	イベントへの出展（アニメーションDVDの上映・パネルの展示など）	年1回
	チラシの全戸配布	年1回
	戸別訪問による分別指導	随時

	集合住宅に係る関係者及び大学などとの連携による排出指導	随時
	ごみ相談員との連携	随時
	スマートフォンを活用した周知方法の検討	随時
	分別方法の見直しの検討	随時
4 資源循環システムの構築	資源物戸別・拠点回収	随時
【強化】	有効利用先の確保（資源物）	随時
(1)資源物の戸別・拠点回収の充実	市報（ごみ減量・リサイクル特集号など）での周知	年2回
(2)資源化ルート of 構築と円滑な運用を推進	市ホームページでの周知	随時
(3)生ごみ減量化処理機器購入費補助制度の推進	学習機会への参加及び学習の場の提供	年40回
(4)生ごみ堆肥化事業の推進	チラシの全戸配布	年1回
(5)枝木・雑草類・落ち葉の有効利用	家庭用生ごみ減量化処理機器購入費補助	年350件交付
【検討・開始】	補助金交付要綱の整備による大型生ごみ処理機購入費補助	年3件交付
(6)未活用資源の有効利用方策の調査・研究	ごみゼロ化推進員との情報交換	随時
	夏休み生ごみ投入リサイクル事業の推進	投入者延数2,500人
	市民の自主的な取組である土曜日生ごみ投入リサイクル事業の支援	随時
	地域の農業者やJA・市内農産物取扱店との連携	随時
	生ごみの有効利用に向けた調査・研究	随時
	枝木・雑草類・落ち葉の回収方法の見直しの検討	随時
	使用済小型電子機器などを中間処理場にて選別・回収	随時
	難再生古紙拠点回収箇所の拡大	新規1箇所 (11箇所→12箇所)
	未活用資源の有効利用方策の調査・研究	随時
5 啓発活動の強化	ごみ・リサイクルカレンダーの作成及び掲載内容の工夫	年1回
【強化】	市報（ごみ減量・リサイクル特集号など）の発行及び掲載内容の工夫	年4回
(1)広報媒体を活用した啓発活動の強化	市ホームページへの掲載及び掲載内容の工夫	随時
(2)分かりやすい広報媒体の作成	学習機会への参加及び学習の場の提供	年40回
(3)キャンペーンの実施	チラシ・アニメーションDVD・冊子などの活用	随時
(4)イベントへの出展	クリーンアップキャンペーン（駅頭）	年1回
(5)転入者への啓発強化	イベントへの出展（アニメーションDVDの上映・パネルの展示など）	年1回
(6)効果的な啓発活動の調査・検討	集合住宅に係る関係者及び大学などとの連携による排出指導	随時

	他部署との連携強化	随時
	効果的な啓発活動の調査・検討	随時
	スマートフォンを活用した周知方法の検討	随時
6 環境教育・環境学習の推進	学習機会への参加及び学習の場の提供	年 40 回
【強化】 (1)小・中学校における環境教育の推進 (2)町会・自治会・子供会・その他団体などへの環境学習の推進 (3)情報の提供	市報（ごみ減量・リサイクル特集号など）での周知	年 2 回
	市ホームページでの周知	随時
	広報媒体を活用した情報の提供	随時
7 地域におけるひとづくり・まちづくりの促進	ごみゼロ化推進会議（総会・全体会・役員会・運営委員会）の開催支援	随時
【強化】 (1)ごみゼロ化推進員による活動の推進 (2)ごみ相談員制度の認知度向上 (3)集団回収事業の支援 (4)市民・事業者・行政の連携体制の強化	市報（ごみ減量・リサイクル特集号など）での周知	年 1 回
	市ホームページでの周知	随時
	ごみゼロ化推進員との情報交換	随時
	町会・自治会・子供会への働きかけ	随時
	地域ネットワークの構築	随時
8 拡大生産者責任の追及		
【強化】 (1)拡大生産者責任の追及 (2)事業者と行政の役割分担の見直し	国・都への働きかけ	随時
9 事業活動における 3 R の推進	個別指導	随時
【強化】 (1)事業者自らの責任による法令を遵守した適正処理の推進 (2)事業系ごみの発生抑制の推進 (3)事業系ごみのリユース・リサイクルの推進 (4)事業用大規模建築物の所有者に対する立入指導の実施 (5)リサイクル推進協力店認定事業所の拡大 (6)店頭回収の推進	リサイクル推進協力店認定事業所の拡大	新規 4 事業所 （8 事業所→ 12 事業所）
	ごみ・リサイクルカレンダーでの周知	年 1 回
	市報（ごみ減量・リサイクル特集号など）での周知	年 2 回
	市ホームページでの周知	随時
	自主回収・自主処理を行う店頭回収事業所の拡大	新規 2 事業所 （9 事業所→ 11 事業所）
10 市施設における 3 R の推進	庁内向け検査の実施	年 1 回
【強化】 (1)小金井市施設ごみゼロ化行動計画の推進	市報（ごみ減量・リサイクル特集号など）による公表	随時
【充実】 (2)進捗状況・実績報告の公表	市ホームページによる公表	随時

(2) 安心・安全・安定的な適正処理の推進

安心・安全・安定的な適正処理の推進に向けて、「安心・安全・安定的な収集運搬の推進、可燃ごみの共同処理に向けた整備、廃棄物関連施設の整備、埋立処分量・焼却灰の削減」という4計画項目を定め、各施策の展開を図ります。

計画項目（取組内容）	施策	実施目標
1 安心・安全・安定的な収集運搬の推進 【充実】 (1)安心・安全・安定的な収集運搬体制の確保 (2)ふれあい収集の推進	収集運搬体制の確保	随時
	ふれあい収集	随時
2 可燃ごみの共同処理に向けた整備 【最優先強化】 (1)新可燃ごみ処理施設の整備 (2)広域支援による可燃ごみの処理	新可燃ごみ処理施設の設置に必要な事務手続	随時
	多摩地域ごみ処理広域支援体制実施要綱に基づく広域支援の要請	随時
3 廃棄物関連施設の整備 【最優先強化】 (1)不燃・粗大ごみ中間処理場の更新 (2)廃棄物関連施設のあり方の検討	中間処理場施設更新に向けた計画の策定	随時
	廃棄物関連施設の将来の処理機能及び再配置のあり方の検討	随時
4 埋立処分量・焼却灰の削減 【強化】 (1)埋立処分量・焼却灰の最少化 (2)適正な分別排出 (3)広域的な連携	市報（ごみ減量・リサイクル特集号など）での周知	年2回
	市ホームページでの周知	随時
	東京たま広域資源循環組合構成市としての責任履行	随時

(3) 廃棄物処理を支える体制の確立

廃棄物処理を支える体制の確立に向けて、「災害発生時の対応に向けた体制整備、多摩地域の自治体・一部事務組合及び国・都との連携、収集・処理できない廃棄物への対応」という3計画項目を定め、各施策の展開を図ります。

計画項目（取組内容）	施策	実施目標
1 災害発生時の対応に向けた体制整備 【充実】	災害時体制の整備	随時

(1)小金井市地域防災計画に基づく災害時体制の整備 (2)小金井市地域防災計画に基づく処理応援の要請	「災害時における廃棄物の処理及び運搬の協力に関する協定書」を収集運搬業者と継続して締結	随時
2 多摩地域の自治体・一部事務組合及び国・都との連携 【強化】 (1)多摩地域の自治体・一部事務組合との連携 (2)国・都との連携	綿密な連携による情報の共有	随時
3 収集・処理しない廃棄物への対応 【充実】 (1)情報の提供 (2)関係機関・処理業者との連携による受入体制の整備	広報媒体を活用した最新情報の提供 専門に取り扱う業者との情報交換	随時 随時

(4) 生活環境保全の推進

生活環境保全の推進に向けて、「不法投棄防止体制の確立、環境負荷低減の推進」という2計画項目を定め、各施策の展開を図ります。

計画項目（取組内容）	施策	実施目標
1 不法投棄防止体制の確立 【充実】 (1)パトロールの強化 (2)不法投棄防止対策の推進 (3)市民・事業者・その他関係機関との連携強化	定期的なパトロール 啓発看板（不法投棄厳禁・犬のフン禁止）の配布・設置など個別案件への対応 市民・事業者・その他関係機関との連携強化	随時 随時 随時
2 環境負荷低減の推進 【充実】 (1)低公害車の導入 (2)グリーン購入の推進	低公害車の積極的な導入及び要請 グリーン購入	随時 随時

(5) 計画の実効性を高める仕組み

計画の実効性を高めるための仕組みづくりに向けて、「計画の進行管理の実施、ごみ処理コストの検証」という2計画項目を定め、各施策の展開を図ります。

計画項目（取組内容）	施策	実施目標
1 計画の進行管理の実施 【強化】 (1)進捗状況の点検・評価	自己評価及び小金井市廃棄物減量等推進審議会にて点検・評価	随時
2 ごみ処理コストの検証 【充実】 (1)一般廃棄物処理事業に係るコスト管理と情報公開 (2)環境基金の有効活用	コスト管理	随時
	情報の公開	随時
	環境基金の有効活用	随時

第3 ごみ処理体制

1 家庭系一般廃棄物

(1) 戸別収集(回収)

家庭から排出される一般廃棄物を、「燃やすごみ、燃やさないごみ、プラスチックごみ、粗大ごみ、有害ごみ、資源物」の区分に分類しています。分別区分のうち「燃やすごみ、燃やさないごみ、プラスチックごみ」は家庭用市指定収集袋を使用して排出することとし、「粗大ごみ」は粗大ごみ処理券を品目ごとに貼って排出することとしています。また、分別区分ごとに排出された一般廃棄物は、戸別収集(回収)しています。戸建て住宅では道路に面した建物敷地内の収集しやすい場所に、集合住宅では敷地内の専用ごみ集積所に、朝8時30分までに排出されたものを収集(回収)しています。家庭系一般廃棄物の戸別収集(回収)の分別区分、排出方法などは、以下のとおりです。

分別区分	内容	回数/体制	排出方法
燃やすごみ	生ごみ・衛生上燃やすもの・特殊な紙・落ち葉（2袋まで）など	週2回/委託	市指定収集袋（黄）
燃やさないごみ	ゴム製品・ガラス類・せともの・小型家電製品など	2週に1回/委託	市指定収集袋（青）
プラスチックごみ	プラマークの有無に関わらず材質が100%プラスチック製品のもの	週1回/委託	市指定収集袋（青）
粗大ごみ	家具・収納用品・自転車・ふとん・ベッド・敷物など	随時/委託	<申込制> 粗大ごみ処理券
有害ごみ	乾電池・蛍光管・ライター・水銀体温計・電球型蛍光管	2週に1回/委託	透明又は半透明の袋
資源物	びん	ガラスびん（飲料用・食料品用）	2週に1回/委託 かごなどに入れる
	スプレー缶	スプレー缶・エアゾール缶・卓上カセットボンベなど	2週に1回/委託 かごなどに入れる
	空き缶	アルミ缶・スチール缶（飲料缶・菓子缶・茶缶など）	2週に1回/委託 かごなどに入れる
	金属	鍋・やかん・フライパンなど	2週に1回/委託 かごなどに入れる

	ペットボトル	飲料用・酒類用・調味料用（しょうゆ・みりんなど）	2週に1回/ 委託	かごなどに入れる
	古紙・布	新聞	週1回/委託	紙ひもで縛る
		段ボール	週1回/委託	紙ひもで縛る
		雑誌・ざつがみ	週1回/委託	雑誌 紙ひもで縛る ざつがみ 雑誌の間に挟み込む か、紙袋などにまとめて入れる
		紙パック	週1回/委託	紙ひもで縛る
		シュレッダー紙	週1回/委託	透明又は半透明の袋
		布	週1回/委託	透明又は半透明の袋
資源物	枝木・雑草類・ 落ち葉	枝木（1本の長さ1m以内・1本の直径15cm以内・束の大きさ30cm程度まで）・雑草類・落ち葉	指定日/直営 ・委託	<申込制> 枝木 ひもで縛る（1束から） 雑草類 透明又は半透明の袋 （1袋から） 落ち葉 透明又は半透明の袋 （3袋から）
	生ごみ乾燥物	家庭用生ごみ減量化処理機器（乾燥型）から生成されたもの	週1回/直営	<申込制> 市指定専用容器に入れる。

(2) 拠点回収

家庭から排出される資源物の一部については、拠点回収を実施しています。分別区分ごとに拠点回収場所へ排出された資源物を回収しています。拠点回収を実施している資源物の分別区分などは、以下のとおりです。

	分別区分	内容	回数/体制
資源物	空き缶	アルミ缶・スチール缶（飲料缶・菓子缶・茶缶など）	月2回/委託
	ペットボトル	飲料用・酒類用・調味料用（しょうゆ・みりんなど）	週3回/委託
	びん	ガラスびん（飲料用・食用品用）	月3回/委託
	古紙（紙パック）	紙パック	週1回/委託
	生ごみ乾燥物	家庭用生ごみ減量化処理機器（乾燥型）から生成されたものなど	週2回/直営
	トレイ	発泡スチロール製トレイ	週3回/委託
	ペットボトル キャップ	ペットボトルのキャップ	週2回/直営
	くつ・かばん類	くつ類（左右ペア）・かばん類・ベルト・ぬいぐるみ	月1回/直営
	難再生古紙	防水加工された紙・感熱紙・写真・紙製緩衝材・アルミ付紙パックなど	週3回/委託・直営

(3) 適正処理方法

家庭系一般廃棄物の適正処理方法は、以下のとおりです。

分別区分	中間処理		最終処理（処分）
	処理方法	処理場所	
燃やすごみ	支援先焼却施設で焼却(委託)		焼却灰をエコセメント化 (東京たまエコセメント化施設)
燃やさないごみ	破碎・選別(委託)	金属・破碎後のプラスチック類など	中間処理場 ・鉄・アルミなど金属を資源化(民間処理施設) ・破碎後のプラスチック類などをケミカルリサイクル(民間処理施設) ・破碎後のプラスチック類などをサーマルリサイクル(民間処理施設)
プラスチックごみ	積替・選別(委託)	容器包装リサイクル法対象の廃プラスチック	民間処理施設 容器包装リサイクル法対象の廃プラスチックを公益財団法人日本容器包装リサイクル協会(以下、「容器包装リサイクル協会」という。)に引き渡し資源化 容器包装リサイクル法対象外の廃プラスチックをケミカルリサイクル(民間処理施設)
		容器包装リサイクル法対象外の廃プラスチック	
粗大ごみ(可燃系)	破碎(委託)	木質家具などは板状に分解(ふとんは中間処理をしていない)	中間処理場 木質家具などをサーマルリサイクル(民間処理施設)
			中間処理場 ふとんをサーマルリサイクル(民間処理施設)
			中間処理場 再使用可能なものを修理し販売(リサイクル事業所)
粗大ごみ(不燃系)	選別・プレス(委託)	自転車・保管庫など大部分が金属のもの	中間処理場 自転車・保管庫など大部分が金属のものを資源化(民間処理施設)
	破碎・選別(委託)	上記以外の複合素材・金属・破碎後のプラスチック類など	中間処理場 鉄・アルミなど金属を資源化(民間処理施設)
			中間処理場 破碎後のプラスチック類などをケミカルリサイクル(民間処理施設)
			中間処理場 破碎後のプラスチック類などをサーマルリサイクル(民間処理施設)
			中間処理場 一部は埋立(日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場) 再使用可能なものを修理し販売(リサイクル事業所)
有害ごみ	破碎・選別(委託)	中間処理場	一部資源化・埋立(民間処理施設)
びん	破碎・選別(委託)	民間処理施設	資源化(民間処理施設)
スプレー缶	穴あけ・プレス(委託)	中間処理場	資源化(民間処理施設)
空き缶	選別・プレス(委託)	空き缶・古紙等処理場	資源化(民間処理施設)
金属	選別(委託)	空き缶・古紙等処理場	資源化(民間処理施設)
ペットボトル	選別・プレス(委託)	空き缶・古紙等処理場	一部を容器包装リサイクル協会に引渡し資源化
			一部を民間処理施設で資源化

古紙			資源化（民間処理施設）
布	選別(委託)	空き缶・古紙等処理場	資源化（民間処理施設）
枝木・雑草類・落ち葉	選別(委託)	民間処理施設	資源化（民間処理施設）
乾燥生ごみ			堆肥化（委託）
トレイ	選別(委託)	民間処理施設	資源化（民間処理施設）
ペットボトルキャップ			NPO法人に寄付し資源化
くつ・かばん類	選別(直営)	空き缶・古紙等処理場	資源化（民間処理施設）
難再生古紙	選別(委託)	民間処理施設	資源化（民間処理施設）

2 事業系一般廃棄物

事業所から排出される一般廃棄物については、事業者自らの責任において、自己処理することが原則となります。法令を遵守して、独自に又は他の事業者と共同して適正に処理しなければなりません。小金井市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の規定により許可を受けた小金井市一般廃棄物収集運搬業許可業者は、以下のとおりです。

許可業者名	所在地	電話番号
(株)アクト・エア	神奈川県愛甲郡愛川町角田 3667	046-280-1112
(株)東緑化	八王子市犬目町 1077-6	042-654-2075
栄晃産業(株)	三鷹市牟礼 1-11-15	0422-48-2235
エコ丸信(株)	武蔵村山市伊奈平 2-27-5	042-520-8881
エルエス工業(株)	渋谷区千駄ヶ谷 3-2-8-503	03-5410-3627
(株)遠藤商会	埼玉県川越市大字下赤坂 627-7	049-266-9437
(株)加藤商事	狛江市東野川 2-14-2	03-3480-5111
関東緑花(株)	立川市栄町 4-2-44	042-522-4101
(株)木下フレンド	埼玉県所沢市東所沢和田 3-1-10	04-2944-3737
(株)光栄和	国立市富士見台 1-14-2	042-574-9600
近野 正志	小平市花小金井 7-2-8	042-341-7037
斎藤商事(株)	西東京市東伏見 4-9-10	042-465-8548
相模原紙業(株)	神奈川県相模原市中央区南橋本 1-18-15	042-773-3508
(有)さとみ企画	府中市住吉町 3-52-6	042-363-6228
(株)サムズ	千葉県松戸市松飛台 286-5	047-387-0142
(株)サン・エクスプレス	国分寺市並木町 3-7-2	042-329-4320
志賀興業(株)	三鷹市新川 4-1-11	0422-47-1414

(株)植寿園	府中市朝日町 1-20	042-365-6253
(株)総合整備	杉並区上荻 1-22-8	03-5347-2910
太誠産業(株)	豊島区南池袋 3-14-11 中町ビル	03-3989-0098
高杉商事(株)	小平市上水本町 4-9-24	042-321-2682
(株)田邊商店	立川市一番町 5-5-1	042-520-0075
(株)多摩フレッサ	西多摩郡瑞穂町箱根ヶ崎 962-1	042-557-2220
中央資料(株)	千代田区岩本町 1-3-9	03-5822-1617
(株)調布清掃	調布市深大寺東町 5-8-1	042-485-1166
東和産業(株)	小平市花小金井 1-36-1	042-465-5514
(株)トリデ	府中市西原町 4-17-15	042-576-9750
(有)中川産業	立川市富士見町 1-2-6	042-529-3491
(株)根本造園	東久留米市南町 1-5-4	042-461-8142
比留間運送(株)	武蔵村山市中央 2-18-3	042-565-1336
(株)フクヤサービス	調布市富士見町 1-8-56	042-488-4469
(有)古川新興	府中市是政 3-65-1	042-365-2231
(株)武蔵野	中野区鷺宮 4-37-14	03-5356-6466
(株)武蔵野トランスポート	武蔵野市八幡町 1-5-2	0422-55-3091
(有)山下商事	東久留米市八幡町 2-11-53	042-473-3761
(有)屋満登興業	三鷹市中原 2-14-10	0422-49-3503
(株)吉野清掃	調布市布田 5-24-1	042-483-6259

※要更新 平成 27 年 10 月末現在

ただし、1日平均10kg未満又は臨時に100kg未満の量を排出する事業所は、事業系一般廃棄物を事業用市指定収集袋を使用して排出することができます。粗大ごみについては、市では収集していません。なお、資源物のうち古紙、枝木・雑草類・落ち葉については、少量の場合に限り、無料で排出することができます。また、排出された事業系一般廃棄物は、家庭系一般廃棄物と併せて収集(回収)していることから、家庭系一般廃棄物に準じて適正処理を行っています。1日平均10kg未満又は臨時に100kg未満の量を排出する事業所が、事業用市指定収集袋を使用して排出する場合の分別区分、排出方法は、以下のとおりです。

分別区分	排出方法
燃やすごみ	事業用市指定収集袋(赤)(紙おむつ含む、落ち葉(2袋まで)は除く)
燃やさないごみ	事業用市指定収集袋(青)
プラスチックごみ	事業用市指定収集袋(青)
粗大ごみ	市では収集していません

有害ごみ		事業用市指定収集袋（青）
資源物	びん	
	スプレー缶	
	空き缶	
	金属	
	ペットボトル	
	布	
古紙	家庭から通常排出される程度の量を排出することができる (例)・シュレッダー紙（45L 以内の透明又は半透明の袋、1 回に 2 袋まで） ・段ボール（みかん箱サイズを目安とする、1 回に 5 枚程度まで）	
枝木・雑草類・ 落ち葉	< 申込制 > 3 束（袋）まで排出することができる 枝木：ひもで縛る、 <u>雑草類</u> ：透明又は半透明の袋、 <u>落ち葉</u> ：透明又は半透明の袋（ただし、2 袋までの落ち葉は燃やすごみとして排出することができる）	

第 4 市民・事業者・行政の役割

1 市民の役割

市民は、ごみを排出する当事者であるという自覚と責任を持って行動し、発生抑制を最優先とした3R(発生抑制、リユース、リサイクル)の推進に取り組みます。

- (1) まずは、ごみになるものを元から減らす発生抑制に取り組みます。ごみになるものはもらわない・買わない取組(過剰包装やダイレクトメールは断る、余分なものや使い捨てのものを買わない、ばら売り・量り売りを利用するなど)、食品ロスの削減(食材を買い過ぎない・最後まで使い切る、料理は作り過ぎない・食べ残さないなど)、生ごみの水切り及び自家処理並びにマイバッグ・マイボトル・マイはしの利用など、ごみを出さない取組を実行します。
- (2) 次に、使えるものは何度でも使うリユースに取り組みます。不要になったものは必要としている人に譲る、壊れたものは修理して使用するなど、ものを大切に取る取組を実行します。
- (3) そして、資源になるものを捨てずに再生して利用するリサイクルに取り組みます。燃やすごみ、燃やさないごみ及びプラスチックごみには、まだ資源物の混入が見受けられることから、計画に沿った分別を徹底することで、「混ぜればごみ、分ければ資源」の取組を実行します。
- (4) トレイ・ペットボトル・紙パックなどについては、販売事業者が実施している店頭回収を利用します。
- (5) 市が収集しない一般廃棄物(27ページ参照)については、市の定める方法に従い適正処理します。

2 事業者の役割

事業者は、自らの責任でごみを適正に処理することが原則であることを踏まえ、拡大生産者責任に基づく責任を果たすとともに、法令を遵守して、ごみを独自に又は他の事業者と共同して適正に処理します。また、事業活動においては、発生抑制を最優先とした3R（発生抑制、リユース、リサイクル）の推進に取り組みます。

- (1) 製品及び容器などの製造、加工並びに販売の際、それら製造、加工、販売されたものが廃棄物となった場合、適正処理が困難にならないような製品、容器などの製造、加工、販売及び修理体制の確保に取り組みます。
- (2) 事業系一般廃棄物は、生活環境の保全上支障が生じないうちに自ら運搬若しくは一般廃棄物処理施設にて処分し、又は一般廃棄物収集運搬業許可業者に運搬させ市長の指定した場所若しくは一般廃棄物処理施設（オリックス資源循環株式会社（埼玉県寄居町）、株式会社アイル・クリーンテック（埼玉県寄居町）、株式会社アルフォ（大田区）、バイオエナジー株式会社（大田区）、株式会社ジェイ・アール・エス（埼玉県所沢市）、有限会社ブライトピック（千葉県柏市）、株式会社フジコー（千葉県白井市）、エルエス工業株式会社（栃木県那須塩原市）など）にて適正に処理します。
- (3) レジ袋の削減、簡易包装への取組、ばら売り・量り売りへの取組、食品ロスの削減、水切りの徹底に取り組みます。
- (4) 販売事業者はトレイ・ペットボトル・紙パックなどの店頭回収に取り組みます。

3 行政の役割

市内大規模事業所である市の施設において、市職員は、廃棄物を排出する当事者であることを自覚し、自ら率先して発生抑制を最優先とした3Rの推進に取り組みます。市民及び事業者に対しては、発生抑制を最優先とした3Rの推進に向けた本市の取組の周知徹底と施策の展開を図ります。また、収集運搬、中間処理、最終処分の各段階における円滑な廃棄物処理を行うため、安心・安全・安定的な適正処理を推進します。更に、計画の遂行を支えるために必要な事項として、廃棄物処理を支える体制の確立、生活環境保全の推進及び計画の実効性を高めるための仕組みづくりに取り組みます。市民・事業者・行政それぞれの取組が相乗的な効果を得ることができるようなコーディネートや働きかけを行っていきます。

第5 ごみ処理施設の維持・管理に関する事項

1 不燃・粗大ごみ処理施設

燃やさないごみと粗大ごみを破碎・選別処理をしている小金井市中間処理場は、平成18年度及び平成19年度に臭気対策を第一義におおむね10年間の稼働に耐え得るように大規模改修工事を行いました。昭和61年12月の稼働以来29年が経過し、施設全体の老朽化が進んでいます。本施設は、事務所棟にて見学者コース及び展示品の充実を図り、環境教育・環境学習にも役立つ施設としています。今後、施設の更新に向け地域との協議を進めるとともに、清掃関連施設再配置計画を策定する予定です。

- (1) 施設名称: 小金井市中間処理場
- (2) 所在地: 小金井市貫井北町1-8-25
- (3) 処理能力: 30t/5h(型式: 高速回転複合式縦型破碎機)

2 最終処分場・エコセメント化施設

焼却施設で可燃ごみを焼却処理した後に発生する焼却灰は、本市を含む25市1町で構成される東京たま広域資源循環組合において、平成18年(2006年)から稼働する東京たまエコセメント化施設で、セメント原料としてリサイクルすることで、日の出町二ツ塚廃棄物広域最終処分場の延命化が図られています。

- (1) 施設名称: 日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場・東京たまエコセメント化施設
- (2) 所在地: 東京都西多摩郡日の出町大字大久野字玉の内

第6 動物の死体処理について

1 市へ届け出るもの

占有者が、その土地又は建物内の動物の死体を自らの責任で処分できない時は、市に届け出る必要があります。

2 市が収集するもの

- (1) 市に処理申込みがあったペットの死体
- (2) 飼い主不明の犬、猫などの死体

3 処理方法

動物の死体を扱う寺院に委託

第7 その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項について

1 市が収集しない一般廃棄物について

- (1) ブラウン管テレビ、液晶テレビ、プラズマテレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、エアコン
(家電リサイクル法に基づき販売店により回収)
- (2) パソコン
(資源有効利用促進法に基づきメーカーにより自主回収)
- (3) 適正処理困難物又はそれに準ずるもの
ドア、畳、床材、壁材、土、砂、灰、瓦、レンガ、石材、ブロック、ピアノ、電子オルガン、耐火金庫、風呂釜、浴槽、バッテリー、タイヤ、モーター、ホイール、ボウリングの球、プロパンガスボンベ、消火器、灯油、廃油、農薬、薬品、塗料、ペット用トイレ砂(燃やせる素材のものは除く)、フロンガスを使用している製品など
(危険及び有害などで市の施設では適正処理できないため、市民及び関係事業者の協力を得て専門の処理業者により回収・処理)
- (4) オートバイ
(メーカーにより自主回収)
- (5) 在宅医療に伴う注射器・注射針
(市内薬局により自主回収)

2 処理方法の変更

天候その他の特別な事情がある時は、収集運搬及び処分の方法を変更することがあります。

第8 生活排水処理について

1 収集運搬

生活排水(し尿及び浄化槽汚泥)の収集運搬に関する事項は、以下のとおりです。

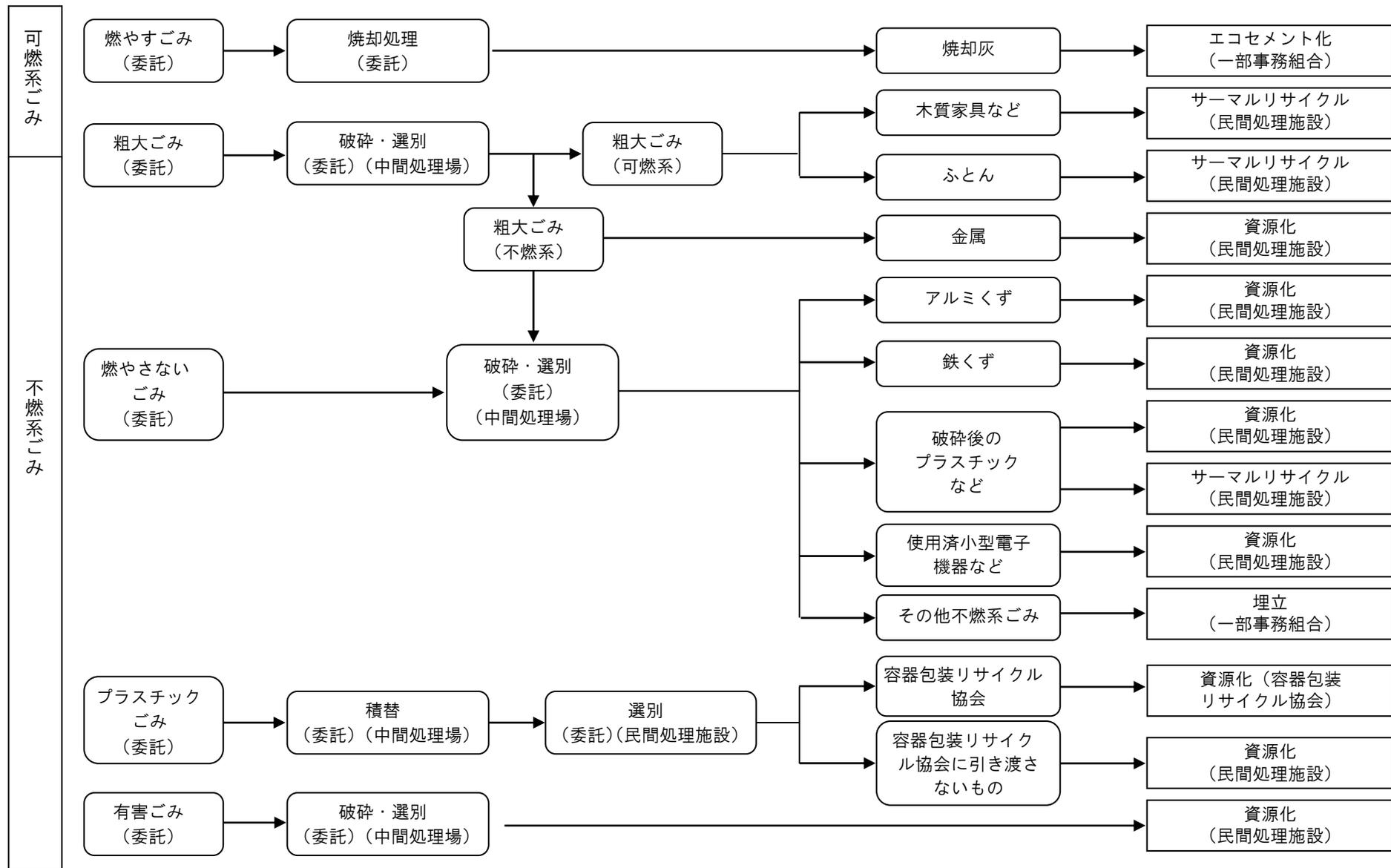
	排出者	収集運搬見込み量(KL/年)	収集地域	収集回数	収集方法
し尿及び浄化槽汚泥	一般家庭	77	市内全域	月2回	バキューム車による収集(委託)
	事業所			随時	

2 処理

本市で発生する生活排水(し尿及び浄化槽汚泥)は、武蔵野市、小平市、東大和市、武蔵村山市及び本市の5市で構成する一部事務組合(湖南衛生組合)で共同処理します。湖南衛生組合し尿処理施設は建設後50年以上経過し、老朽化が進んだことから改修工事が行われ、現在、処理能力を6KL/日に縮小し運転をしています。構成市における公共下水道の普及に伴い、し尿搬入量は年々減少しています。処理水は、混合水槽内で希釈し公共下水道に放流しています。

- (1) 施設名称: 湖南衛生組合し尿処理施設
- (2) 所在地: 武蔵村山市大南5-1
- (3) 処理能力: 6KL/日
- (4) 処理方式: 希釈前処理方式

別紙 平成 27 年度一般廃棄物処理計画 ごみ処理フロー図



資源物



小金井市における資源物持ち去り行為を禁止するための条例改正の基本的な考え方（案）に対する意見及び検討結果について（概要）

小金井市市民参加条例第15条の規定による「小金井市における資源物持ち去り行為を禁止するための条例改正の基本的な考え方（案）」に対する市民提言制度（パブリックコメント）を実施した結果について、下記のとおり公表します。

なお、お寄せいただいた御意見と検討結果については、小金井市ホームページに掲載して公表するほか、ごみ対策課（市役所第二庁舎4階）、広報秘書課広聴係（市役所第二庁舎1階）、情報公開コーナー（同6階）、公民館各館、福祉会館、婦人会館、総合体育館、図書館（本館）、保健センター、東小金井駅開設記念会館、中間処理場で御覧いただけます。

記

- 1 施策の名称 小金井市における資源物持ち去り行為を禁止するための条例改正の基本的な考え方（案）

2 意見の募集方法

(1) 意見募集期間

平成27年6月15日から7月14日まで

(2) 意見提出方法

直接持参、郵送、ファクス、電子メール

3 意見の提出状況

(1) 提出人数

区分	直接持参	郵送	ファクス	電子メール	計
個人	2人	0人	1人	1人	4人
団体	0人	0人	1人	0人	1人
計	2人	0人	2人	1人	5人

(2) 延べ意見数

5人・18件（小金井市廃棄物減量等推進審議会では出された意見を除く。）

(3) 意見内容の内訳

ア 全体について 2件
 イ 具体的取組について 14件
 ウ その他 2件

4 提出された意見と検討結果

別紙のとおり

5 問合せ先

小金井市環境部 ごみ対策課 減量推進係

電話 042-387-9835

FAX 042-383-6577

E-Mail s040299@koganei-shi.jp

(別紙) パブリックコメント結果

平成27年8月7日

小金井市における資源物持ち去り行為を禁止するための条例改正の基本的な考え方（案）
に対する意見及び検討結果について

意見募集期間：平成27年6月15日から7月14日まで

意見提出数：5人・18件

番号	項目	寄せられた意見	意見に対する検討結果
(1) 条例改正への賛否についての意見			
1	全体について	資源物の中から高価なものを抜き取り持ち去る行為について、防止措置を強化することが必要である。条例の基本的な考えとその施行規則などを強化することが必要である。条例案にある「持ち去り行為の禁止」及び「禁止命令」の内容に賛成する。速やかに改正し、実行してほしい。	罰則を付した条例を制定し、持ち去り行為を禁止します。
2		市民は資源物を出した時点で所有権は放棄しているため、ちゃんと持って行ってあげれば良い。条例を制定し、そのために条例違反だとゴタゴタするのは賛成できない。	市民が市の資源回収に排出した資源物を、個人的利益のために持ち去る行為は、規制すべきものと考えます。また、資源物は適切なりサイクルのためのルートにのせることも、資源循環型社会の推進のための重要な行政の取組と認識しています。

(2) 具体的な取組についての意見			
3	通報等	職員の方もパトロールしているとのことだが、実効性を上げるためには市民の協力が欠かせないと思う。怪しい車を通報できるようにしてはどうか。メールで日時、場所、その他情報（ナンバー等）を通報することで、出現傾向がわかり、対策も取り易くなると思う。	持ち去り行為者を目撃した場合は、市又は警察に通報していただくこととし、そのように周知してまいります。通報のあった場所は、重点的にパトロールしていきます。
4	パトロール	パトロールを強化して欲しい。 町会・自治会でパトロールを強化して欲しい。 実効性のあるものにするため、市の職員だけでなくパトロール要員の増員を図っていただきたい。	職員によるパトロールを強化します。 また、警察等と連携して、通報のあった場所は、重点的にパトロールしていきます。
5		条例制定にどれだけ実効性があるか疑問である。持ち去る業者は朝6時過ぎから車で廻っている。市職員のパトロール推進とあるが、人件費をかけてどれだけ効果があるのか。	費用対効果に優れた方法でパトロールを強化し、持ち去り行為を防止してまいります。
6	広報・啓発	住民への周知と住民の認識が必要と考える。 市報、チラシ、市の掲示板、公共施設でのポスターなど継続的に広報・宣伝を行い、持ち去り行為は犯罪であることを徹底すれば、悪質業者の出没を抑えることができる。	持ち去り行為に関する情報について、効果的な広報・啓発活動に取り組みます。また、関係者間の情報共有に努めます。 罰則を付した条例の制定を周知することにより、持ち去り行為を未然に防ぎ、「持ち去りされにくい街づくり」を目指します。
7	GPS	資源物にGPSを取り付け、資源物の流れを把握する。GPS端末が付いているという宣伝だけでも、持ち去りを止める効果があると思う。(他に1件)	条例の実効性を上げる具体的な対策として、費用対効果に優れた対策を研究してまいります。 施策を進めていくうえで参考とさせていただきます。
8	防犯カメラ	防犯カメラを多発地域に設置し監視する(移動できる防犯カメラ)。	
9	掲示	古紙・雑誌等の上にステッカーを貼る。	
10		古紙・雑誌等集積した所に横断幕やのぼり旗を掲げる。	

1 1	集団回収	<p>集団回収の拡大と回収方法の改善。</p> <p>集団回収は子ども会中心に行ってきた。町会も協力しようということになり、それまでのステーション回収から個別的回収（（1件～数軒）に業者と相談して切り替えた。）になり、回収量は約2倍になり、持ち去りもほとんどなくなった。</p>	<p>集団回収事業を推進するため、集団回収実施団体、回収協力業者及び市の三者で協働して、継続的・安定的に資源回収に取り組めるように支援を検討してまいります。</p>
1 2	排出方法等	<p>回収する時間少し前に排出する。前日や当日朝早く排出しない。回収業者と回収時間など連絡を取る。</p>	<p>収集日の前日から排出せずに、なるべく当日朝の概ね7時30分から8時30分までの間に出していただけるよう周知を図るなど、持ち去り行為をされにくい対策の情報提供に努めます。</p>
1 3		<p>回収が終わるまで出来るだけ気配りをする。</p>	
1 4	協働	<p>住民との協働</p> <p>市議会議員、ごみ減量・リサイクル団体等への協力要請。他自治体や回収業者等との協働・情報共有</p>	<p>施策を進めていくうえで参考とさせていただきます。</p> <p>また、警察等、関係者間での連携を深め、情報共有に努めます。</p>
1 5		<p>多摩地域26市中18市が「持ち去り禁止条例」を制定している。また、条例を制定していない市においても対策をしているため、「多摩地域資源物持ち去り禁止」連絡会を設ける。</p> <p>連絡会ができなくても情報の共有化を図る（例えば違法業者の出没など情報の共有、対策の共有など。）。</p>	
1 6		<p>他市では年1～2回、実際に回収業を行っている業者との懇談会を行って、市の考えも話し、業者の意見も聴くときく。そういう交流が必要ではないか。</p>	
(3) その他の意見			
1 7		<p>施策は犯人逮捕を目的とするものではなく、持ち去り行為の防止を目的とするものであるべき。</p>	<p>罰則を付した条例の制定を周知することにより、持ち去り行為を未然に防ぎ、「持ち去りされにくい街づくり」を目指します。</p>
1 8		<p>常習者の排除を徹底してほしい。</p>	

※提出された意見は、原則として全文を掲載します。なお、同趣旨の意見が多数ある場合は、（他に〇件）と表示します。

小金井市廃棄物減量等推進審議会が出された意見

番号	項目	寄せられた意見	意見に対する検討結果
1	全体について	生活困窮者の行う部分について配慮できないか。	市民が市の資源回収に排出した資源物を、個人的利益のために持ち去る行為は、規制すべきものと考えますが、生活困窮者対策については、福祉部門との連携も視野に対応してまいります。
2		市が一切新聞等を回収しないということにすれば、市の財政にも貢献するのではないか。	
3	具体的な取組について	持ち去り被害が少ない集団回収団体の取組事例を他の集団回収団体に紹介することが大事だと思う。	施策を進めていくうえで参考とさせていただきます。 また、市の収集委託業者は車両等にステッカーを貼って回収を行いますので、このステッカーが一つの識別の目安になります。
4		市の収集車なのかそうではないのか分からなくて持って行かれることがあるので、識別できるようにして欲しい。	
5		例えばエコポイントのように資源物をどこかに持って行けばポイントが付くように、資源物にインセンティブを導入することを考えては如何か。	
6		市内の商店に雑誌等を持って行くとポイントが付くようにすれば、回収率が上がるのではないか。	

燃やすごみの処理量の昨年度との月別の比較について

単位：t

項目	平成26年度				平成27年度				26-27年度 比較増減量 (H = I - F)	26-27年度 比較増減率
	合計 (F = D + E)				合計 (I = G + H)					
	家庭系(D)	1人1日 あたり (g)	事業系(E)		家庭系(G)	1人1日 あたり (g)	事業系(H)			
4月	1,061.7	301.8	26.9	1,088.6	1,022.0	289.0	32.3	1,054.3	△ 34.3	△ 3.15%
5月	1,063.1	292.4	21.6	1,084.7	1,050.8	287.6	29.2	1,080.0	△ 4.7	△ 0.43%
6月	963.9	274.0	20.0	983.9	1,015.5	287.3	31.1	1,046.6	62.7	6.37%
7月	1,108.7	305.0	24.9	1,133.6	1,081.3	295.9	34.1	1,115.4	△ 18.2	△ 1.61%
8月	1,013.1	278.7	22.3	1,035.4	971.7	266.0	30.5	1,002.2	△ 33.2	△ 3.21%
9月	1,001.6	284.7	25.6	1,027.2	1,069.1	302.4	30.7	1,099.8	72.6	7.07%
10月	1,041.3	286.4	23.6	1,064.9				0.0		0.00%
11月	987.4	280.7	21.0	1,008.4				0.0		0.00%
12月	1,129.3	310.6	26.2	1,155.5				0.0		0.00%
1月	1,042.0	286.6	19.0	1,061.0				0.0		0.00%
2月	885.6	269.7	24.9	910.5				0.0		0.00%
3月	993.4	273.3	29.8	1,023.2				0.0		0.00%
合計	12,291.1	年間実績値 286.4g	285.8	12,576.9	6,210.4	暫定中間値 288.0g	187.9	6,398.3	44.9	0.71%

※ 四捨五入による表示をしているため、合計値と一致しないことがあります。
 ※ 平成26年度の人口は、各年度の10月1日時点の人数を基準に各月分を算出
 ※ 平成27年度は、各月の末日の住民基本台帳登録人数による算出
 ※ 燃やすごみ目標値 281.8 (g/人・日)

小金井市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する
条例

小金井市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（平成5年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第31条の3の次に次の2条を加える。

（収集又は運搬の禁止等）

第31条の4 市長及び市長が指定する者以外の者は、市の定める日に第31条第1項の規定により所定の場所に排出された資源物を収集し、又は運搬してはならない。

2 市長が認める集団回収を実施する団体が指定する者以外の者は、当該集団回収で収集される専ら再生利用の目的となる一般廃棄物を収集し、又は運搬してはならない。

3 市長は、第1項の規定に違反する行為をした者に対し、これらの行為を行わないよう命ずることができる。

4 市長は、前項の規定による命令を受けた者がその命令に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

5 第22条第2項の規定は、前項の規定による公表について準用する。

（小金井市行政手続条例の適用除外）

第31条の5 前条第3項の規定による命令については、小金井市行政手続条例（平成8年条例第12号）第3章の規定は適用しない。

第68条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第31条の4第3項の規定による命令に違反した者

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

<p>(罰則)</p> <p>第68条 次の各号の一に該当する者は、20万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>第31条の4第3項の規定による命令に違反した者</u></p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 省略</p> <p>付 則</p> <p>この条例は、平成28年4月1日から施行する。</p>	<p>(罰則)</p> <p>第68条 次の各号の一に該当する者は、20万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 省略</p>	<p>罰則対象の追加 号の繰下げ</p>
---	--	--------------------------

資源物持ち去り行為に対する対応フロー（案）

